

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年11月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100228号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100112号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成27年4月1日から同年3月16日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成27年3月16日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年3月16日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成27年12月1日から平成29年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年12月から平成28年2月までの標準報酬月額については26万円から34万円、同年3月から同年8月までの標準報酬月額については26万円から41万円、同年9月から平成29年1月までの標準報酬月額については26万円から38万円とする。

平成27年12月から平成29年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月から平成29年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年3月16日から同年4月1日まで
② 平成27年10月1日から平成29年2月1日まで

請求期間①について、A社に係る資格取得年月日が平成27年4月1日と記録されているが、同年3月分の保険料が控除されていると思う。また、請求期間②に係る標準報酬月額の記録が、

控除されていた保険料額と比べて低い記録となっている。給与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、雇用保険の加入記録及び請求者から提出された給与明細書により、請求者は当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、日本年金機構の回答及び給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成27年3月に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得年月日が同年4月1日となっていることから、事業主から同日を資格取得年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の同年3月16日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、平成27年12月1日から平成29年2月1日までの期間について、年金事務所から提出されたA社の請求者に係る賃金台帳及び請求者から提出された給与明細書により、請求者は、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額より、平成27年12月から平成28年8月までは、高い又は同額の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を、同年9月から平成29年1月までは、低い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるところ、厚生年金保険料額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成27年12月1日から平成29年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳及び給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、平成27年12月から平成28年2月までは34万円、同年3月から同年8月までは41万円、同年9月から平成29年1月までは38万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成27年12月から平成29年1月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、賃金台帳及び給与明細書において確認できる本来の報酬月

額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、賃金台帳及び給与明細書において確認できる本来の報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成 27 年 12 月 1 日から平成 29 年 2 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②のうち、平成 27 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、賃金台帳及び給与明細書により確認できる当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、標準報酬月額の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100587号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100111号

第1 結論

1 請求者のA社における平成19年2月5日の標準賞与額を24万3,000円、同年8月8日の標準賞与額を25万5,000円に訂正することが必要である。

平成19年2月5日及び同年8月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年2月5日及び同年8月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成19年2月5日の標準賞与額を24万8,000円、同年8月8日の標準賞与額を26万1,000円に訂正することが必要である。

平成19年2月5日及び同年8月8日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年2月
② 平成19年8月

年金事務所からの通知により、請求期間に係る標準賞与額の記録がないことを知った。当該賞与は支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、事業主から提出された2007賞与計算表により、請求者は、A社から、請求期間①は24万8,220円、請求期間②は26万1,855円の賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、2007賞与計算表により確認で

きる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は24万3,000円、請求期間②は25万5,000円とすることが必要である。

また、賞与支給日については、2007賞与計算表により、請求期間①は平成19年2月5日、請求期間②は平成19年8月8日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年2月5日及び同年8月8日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①及び②について、2007賞与計算表により、賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の訂正後の標準賞与額よりも高額であることが確認できる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、平成19年2月5日は24万8,000円、同年8月8日は26万1,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①及び②の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。